

# 山口県報

平成29年  
3月31日  
(金曜日)

## 目 次

### ○人委規則

- 一 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………
- 一 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………
- 一 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………
- 一 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………
- 三 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項中「熊毛南高等学校事務長」を

削り、同表六級の項中「観光プロジェクト推進室長の職務」を「観光プロジェクト推進室長の職務」に改め、「育成学校副校長の職務」及び「熊毛南高等学校事務長」を削る。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表七級の項中「人身安全対策室長の職務」を削り、「生活安全指導官の職務」を「サイバー犯罪対策官の職務」に改める。

別表のホ 教育職給料表(一)等級別職務区分表二級の項中「育成学校児童自立支援専門員の職務」を削り、同表三級の項中「育成学校副校長の職務」及び「育成学校児童自立支援専門員の職務（特に認めるもの）」を削り、同表四級の項中「育成学校長の職務」を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「（昭和二十六年山口県条例第二号）の下に」。以下「職員給与条例」という。を加える。

別表第一健康福祉部医療政策課及び健康増進課の項を次のように改める。

健康福祉部医療政策課	医師たる職員（課長の職にある者及び職員給与条例別表第五イ医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）	二（企画監、調整監又は主幹の職にある者にあつては、一）
------------	--	-----------------------------

別表第一育成学校の項中

二	を	一
---	---	---

に、「副校長」を「主幹」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「観光プロジェクト推進室長」を「観光プロジェクトインバウンド推進室長」に、「児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）」を「児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）」に、「育成学校校長」を「職業能力開発校部長」に

改め、「育成学校副校長」を削り、「農林総合技術センター経営技術研究室長」を「農林総合技術センター経営高度化研究室長」に改め、「せと船長」を削り、同表警察本部

の項中「会計監査官」を「会計監査官 サイバー犯罪対策官」に、

警察署副署長（宇部警察署副署長及び下関警察署副署長を除く。）	なかと船長
	五種

警察署副署長（宇部警察署副署長及び下関警察署副署長を除く。）

に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

柳井警察署和田警察官駐在所	柳井警察署沖家室警察官駐在所
---------------	----------------

を

柳井警察署沖家室警察官駐在所

に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第九号**

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「生活安全企画課、少年課及び生活環境課」を削り、同項第三号、第六号及び第十二号中「地域運用課」を削る。

附則第二項中「及び新事務棟内」を「、新事務棟内及び新事務本館内」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第十号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「及び公益財団法人山口県ひとづくり財団」を「、公益財団法人山口県ひとづくり財団及び福島県」に、「財政課の主査及び主任」を「財政課の主査、主任及び主任主事」に、「産業戦略部の総務調整班長」を「山口ゆめ花博推進室の室長及び室次長 産業戦略部の総務調整班長」に改め、「観光プロジェクト推進室」の下に「及びインバウンド推進室」を加え、「団体指導室及び全国都市緑化フェア推進室」を「及び団体指導室」に、

育 成 学 校 校長 副校長 総務課長

を

育 成 学 校 校長 総務課長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市